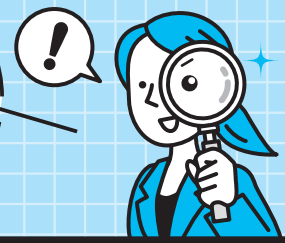


健康保険法改正のお知らせ

2022年1月施行の
改正内容を
お知らせします



傷病手当金の支給期間の見直し

傷病手当金は病気やケガで仕事を休んだとき*、1年6ヶ月まで給料の約2/3を受けられる制度です。今までは出勤して不支給になった期間も1年6ヶ月の間に含まれていましたが、その分の期間を延長して支給を受けられるようになりました。がん治療のために長期間にわたって療養のため休暇を取りながら働くケース等があることから、このような見直しが行われました。 *最初の3日間は待期間

●2022年1月以降に傷病手当金を開始した場合

改正後の内容(支給期間の通算)が適用されます。

●2022年1月以前から傷病手当金を受給している場合

経過措置により、2021年12月31日において支給を始めた日から起算して1年6ヶ月を経過していない傷病手当金(2020年7月2日以降に支給開始した傷病手当金)から適用されます。

※2022年1月1日より前に暦の通算で1年6ヶ月経過しているものについては、支給期間の通算は適用されません。

改正前

支給開始から最長1年6ヶ月を超えない期間

1年6ヶ月					
出勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
不支給	支給	不支給	支給	不支給	不支給
	治療期間		治療期間		治療期間

改正後

通算して1年6ヶ月まで

1年6ヶ月					
出勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
不支給	支給	不支給	支給	不支給	支給
	治療期間		治療期間		治療期間

通算1年6ヶ月

任意継続被保険者制度の脱退要件等の見直し

任意継続被保険者制度は退職後、2ヶ月以上被保険者だった人が希望すれば最大2年間、引き続き健康保険組合に加入できる制度です。

①本人の希望により脱退(資格喪失)が可能に

2年間は自己都合で脱退できませんでしたが、健康保険組合への届出により、受理日の属する月の翌月1日に資格喪失できるようになりました。

②保険料の算定方法の見直し

任意継続被保険者の保険料は、①資格喪失時の標準報酬月額②当健保組合の全被保険者平均標準報酬月額のいずれかで低い方を算定金額としていましたが、健康保険組合の規約により①とすることが可能になりました(①~②の範囲内で多段階を含めた設定も可能)。

出産育児一時金支給額の見直し (原則、総額は変更なし)

出産育児一時金は被保険者または被扶養者が出産したとき、42万円の一時金が受けられる制度です。これには産科医療補償制度の掛金が含まれていますが、同制度の改正により、掛金が1.6万円から1.2万円になったため、実質的な出産育児一時金も40.4万円から40.8万円になります。

※原則、総額42万円は変更ありませんが、海外出産をした方等は上記のように金額が変更になります。